

令和4年第3回大洗町議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年9月1日（木曜日） 午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第42号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第2号）の専決処分につき承認を求めることについて
議案第43号 令和4年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第44号 令和3年度大洗町一般会計歳入歳出決算
議案第45号 令和3年度大洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
議案第46号 令和3年度大洗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
議案第47号 令和3年度大洗町介護保険特別会計歳入歳出決算
議案第48号 令和3年度大洗町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
議案第49号 令和3年度大洗町地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
議案第50号 令和3年度大洗町営公園墓地事業特別会計歳入歳出決算
議案第51号 令和3年度東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会特別会計歳入歳出決算
議案第52号 令和3年度大洗町水道事業会計歳入歳出決算
議案第53号 令和3年度水戸地方農業共済事務組合農業共済事業会計歳入歳出決算
報告第 6号 令和3年度大洗町財政健全化判断比率について
報告第 7号 令和3年度大洗町公営企業会計資金不足比率について
- 日程第 5 議案第54号 大洗町個人情報の保護に関する法律施行条例
議案第55号 個人情報の保護に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
議案第56号 大洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第57号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第3号）
議案第58号 令和4年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第59号 令和4年度大洗町営公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）
議案第60号 令和4年度大洗町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 同意第13号 大洗町教育委員会委員の任命について
同意第14号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会委員の選任について

日程第 8 請願第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

日程第 9 報告第 8 号 大洗ターミナル株式会社の令和 3 年度事業報告並びに令和 4 年度事業計画について

日程第 10 寄附の受入れについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	飯田英樹君	2番	柴田佑美子君
3番	櫻井重明君	4番	伊藤豊君
5番	石山淳君	6番	小沼正男君
7番	今村和章君	8番	和田淳也君
9番	海老沢功泰君	10番	勝村勝一君
11番	坂本純治君	12番	菊地昇悦君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	関清一
教育長	長谷川馨	監査委員	田口紘治
秘書広報課長	小沼敏夫	まちづくり推進課長	海老澤督
総務課長	清宮和之	税務課長	磯崎宗久
住民課長	五上裕啓	福祉課長	小林美弥
こども課長	佐藤邦夫	健康増進課長	本城正幸
生活環境課長	大川文男	都市建設課長	岡村正巳
上下水道課長	田中秀幸	農林水産課長	中崎亮二
商工観光課長	長谷川満	教育次長兼 学校教育課長	高柳成人
生涯学習課長	深作和利	消防次長兼 消防総務課長	二階堂均
会計管理者兼 会計課長	米川英一		

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	栗毛由光
------	------	------	------

○議長（飯田英樹君） おはようございます。会議開催にあたり申し上げます。

今定例会はマスクの着用や入場時のアルコール消毒等のご協力をお願いした上で、議場での傍聴を許可することといたしました。

また、これまで同様に、議員、執行部一同もマスク着用にて出席をいたします。

それでは、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定して下さるよう、お願いいたします。

カメラ撮影、野次、拍手につきましましては禁止となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

議場内では、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほどを宜しくお願いいたします。

なお、私と事務局長はタブレットを使用して会議を進めさせていただくのとあわせ、インターネット上でのライブ配信を職員対象に行いますので、ご了承のほど宜しくお願いいたします。

開議 午前 9時30分

◎開会および開議の宣告

○議長（飯田英樹君） ただいまの出席議員は12名であります。

これより令和4年第3回大洗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（飯田英樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、8番 和田淳也君、9番 海老沢功泰君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（飯田英樹君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日9月1日から9月12日までの12日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。よって、会期は12日間と決定いたしました。

◎議案第42号および議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第3、議案第42号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第2号）の専決処分につき承認を求めることについて、議案第43号 令和4年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについて議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 皆さん、改めまして、おはようございます。9月定例会、長丁場でございますが、本日からどうぞ宜しくお願いいたします。

議案第42号および議案第43号につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

議案第42号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第2号）の専決処分につき承認を求めることにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

8月5日付けにて専決処分いたしました令和4年度大洗町一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ277万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億4,605万7,000円とするものであります。

4ページをご覧ください。

歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

商工費の商工振興費につきましては、8月1日から8月7日の期間に販売したプレミアム付商品券が想定を上回る販売により不足となったため、増刷等に対応する補助金277万7,000円を追加計上するものでございます。

同ページの上段をご覧ください。

この歳出を賄う財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金277万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ277万7,000円を追加補正するものであります。

続きまして、議案第43号についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

令和4年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることにつきまして提案理由をご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

7月15日付けで専決処分いたしました令和4年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ824万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億62万円とするものであります。

8ページをご覧ください。

歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

公共下水道事業費の公共下水道費につきまして、町内事業所における下水道使用料の過誤納金につきまして、還付する費用824万2,000円を追加計上するものでございます。

同ページ上段をご覧ください。

この歳出を賄う財源といたしましては、繰越金824万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ824万2,000円を追加補正するものであります。

以上、議案第42号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第2号）および議案第43号 令和4年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項本文の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求めます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第42号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第2号）の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。7番 今村和章君。

○7番（今村和章君） 昨年もこれを実施した事業でありますけども、昨年も足らなかったということで確か追加分があったなと思います。今回の分に関しましては、予算の時に確認した時にですね、足りないことが予想されるので、その分は確保してありますということで私聞いたようなことをちょっと覚えているんですが、それでも足らなかったということでの専決したと思いますけども、どのような数で推移されて、どの分が足りなくて、それでまた、どのような対応をされたのか確認したいと思います。

○議長（飯田英樹君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは、今村議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回ですすねプレミアム付き商品券の発行の増刷の経緯と昨年度との比較ということでございますけれども、昨年度もですすね同様な形で行っておりまして、昨年度につきましては当初2万冊というような発行をいたしたところでございますけれども、それでですすね不足が生じたため、昨年も増刷の対応をさせていただいたということで、最終的に1,000増刷をして2万1,000冊の発行ということになった経緯でございます。

今年度につきましてもですすね、昨年同様のやり方を行ったということで、やはり足らなくなるということは当初想定はしておりまして、今村議員おっしゃるとおりですすね、当初予算において昨年度実績のですすね2万1,000冊分の予算のほうを確保して行ったところですが、それをさらに上回る結果となった、好評のため上回る結果となったということで、さらに1,800冊が足りなくなってしまうということで、若干我々の見込みが甘かったということもございますけれども、それだけ町民の方に大分浸透して、使いやすい商品券ということで認めていただいた結果かなというふうには思っております。ただ、発行が増刷対応ということになったことで、お引き渡し若干遅れた方もいらっしゃいましたので、その方にはですすね十分おわびのほうをしてご理解をいただいたところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 7番 今村和章君。

○7番（今村和章君） 町民の方がね使い勝手がいいということで、これは大変素晴らしいことだと思いますけども、これ、毎回増刷ということで、来年実施するか、その先実施するかわかりませんが、これって最大にですねどのぐらいまでだったら増刷するというかですね、どこら辺までの予算だったら見てるんですか。上限なく、誰もがもらえるということでいくのか、それともある程度ですね切るといことなのか、そこら辺の考え方があれば教えていただきたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは、再度のご質問にお答えいたします。

どこまで増刷対応するのかとか、どこまで予算を措置するのか、あるいは発行部数をどうするのかというところは、非常に悩ましいところございまして、もともとは先着順ということで、以前に行っていた時は先着順ということでやって、これが大分混乱を生じたとか、混雑につながったというところで、昨年度から全世帯に引換券のほうを配布して対応させていただいているというところございまして、そうしますと、やはり期間を延ばしたと、1週間ほどに期間を延ばしたということで、期間中にお越しいただければどなたでも買えますということでご案内させていただいたやり方ございまして、やはり今後行っていく時にはですね、余裕を持って発行するのがいいのか、それともぎりぎり発行するのがいいのかというのは、ちょっと予算の関係もありますので、その辺はですね今回の結果をよく総括して、次回行方際にはですね、よく検討した上で行いたいというふうに思っております。

○議長（飯田英樹君） ほか、どうでしょう。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 確認事項としてお聞きしたいんですが、この客体として、この事業そのものの買われている方の分析というものは、何かしらやられているのかどうか。例えば、これは収入云々に関係なく皆さんに販売するものですが、その後、例えばですね、年齢層によるもの、またはその以外のものとか、そういったものの購買した背景というのは、何らかの分析というのはされてるんでしょうか。そこだけお尋ねをしたいと思います。1点で結構です。

○議長（飯田英樹君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） 坂本議員のご質問でございましてけれども、購入される方の層といたしまして、そういったところの分析というところはですね、今のところ行っておりません。以上です。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） わかりました。これ、手間が掛かることですから、でも、ある程度ですね、高齢者の方が買ってるかどうか、そのあたり、今回のこの趣旨としても高齢者の人が、私の周りではなかなか買いに行けないとか、買わなかった、または人に頼んで買ってもらった、いろいろあるんですけども、実際にこの町のなかで買う、そして町のなかで消費をするという、その動機がなかで高齢者の人たちがどのような、ここをどういう分析をするのかって大事なことなんじゃないかなってちょっと思いましたんで、全部でなくても結構だと思いますけども、例えば数百人ぐらいのものを確認してどのようになっているか、傾向だけはつかんだほうがよろしいかなという感じをし

ましたので、確認の意味で聞きました。終わります。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 不足分を想定して当初印刷して発行したんだけども足んなくなったと。去年も同じだったと、先ほどの今村議員への答弁でありましたけども、例えば去年は1,000冊足らなくて今回は2万1,000冊印刷した。これを例えば3,000冊をね、今、ものの値段が上がって大変な状況のなかでのプレミアムの発行ですけども、例えば3,000冊を発行した場合、余る、残ってしまう可能性もあるんですけども、そういうことを考えて、じゃあ破棄した部分と、当初からその3,000冊増やすということを考えて時の、その財政のね在り方、財政が増刷したほうが余計に掛かるんじゃないかというふうにも思うんですけども、その辺はどういうふうに見ているのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

当初より数を多くして発行してはいかがかといったその比較といったところでございますけれども、やはりそのためにはですね、まず予算全体のパイというものがございまして、予算の範囲内が当然でございます。そのなかで昨年度等の実績等で発行しているというところでございます。

また、例えば余ってしまった場合どうするのかというところでございますけれども、こちら多めに発行するというのも想定はできるかもしれませんが、やはりお金と同じものと、金券というような扱いでございますので、それを多く発行して処分するといったところも、いかなのかなというところもございますし、それだけ当初から予算を組むということは、それだけ財政的な負担も大きくなると、印刷するということになれば印刷代も負担も大きくなるといったところで、その全体のパイを見ながら今は5,000円の販売で6,500円分ということで販売してますけれども、そういった全体とかの見直しも含めなければならないのかなというふうに思っておりますので、今回に関しては実績から冊数を予算化したといったところでございます。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 要するに、2万1,000冊を当初印刷してですね、すると1冊当たりいくらかかるかというのが出てきますけども、今回は1,800冊、これで277万円で、これで1冊当たりいくらかなるのかというのがおのずと出てきますよね。ですから、当初から、例えば予想よりも若干増えるんじゃないかということを考えればね、そっちのほうの方が安く済んだ可能性もあるんじゃないかなというふうには思うんですよね。そういうこともこれから考えてみる必要があると思います。

もう一つはですね、これはなかなか難しいという話ですよね。今、坂本議員のほうから、購入者の分析が大事ではないかというふうな話がありました。私もそう思います。これはね、お金がね、財政の、家計の余分なお金があれば、余分というかね、余裕があればですね、余裕があれば限度額目一杯購入できるということにも可能です。ところが、その余裕がない方がおりますよね。こういう方々、なかなかこのプレミアムを購入できないと。本当ならば、そういう方々に活用してもらいたいという、そんな思いもありますけども、そこでですね、こういうお金が余裕ある方々じゃなくて、全員が平等にプレミアム商品券を活用できるようにということで、自治体によってはね、各個

人に全て平等に5,000円分とかという形で配付してるというような、そういう自治体も実際生まれていますよね。だから、お金がある人、ない人、それによって購入できるかできないかっていう、そういう差が生じないようにという、そんな考え方も示しているところありますのでね、今後そういうことも、今、坂本議員への回答とあわせて検討していくべきではないかと私は思いますが、いかがですか。

○議長（飯田英樹君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） 菊地議員の再度のご質問でございますけれども、そうですね、まずその全世帯、お金が余裕があるないといったところのお話もございましたけれども、昨年度から、それ以前は1万円1冊ということで販売させていただいたのを、5,000円で買える。さらに500円券のつづりにしたというところで、これについては幅広く買い求めやすくなったというようなご意見をいただいているところでございまして、これについてはですね、選択肢が広がったのかなというふうに思っております。

あとは全世帯平等にとかというようなお話でございますけれども、私ども商工観光サイドといたしましては、やはり町内の事業者の事業の活性化といったところで商品券の発行をしているということになりますので、またその平等にといったところにつきましては、商工観光課の範疇を若干超えるのかなというふうに思っておりますので、答弁のほうはちょっと控えさせていただきたいと思えます。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 担当課を超えた課題だという話ですけども、今後のね、これからもそういうことが有り得るかもしれませんので、先ほど坂本議員への答弁とあわせて、検討課題にすべきではないかというふうに思うんですよね。しかもこれはコロナ対応という、コロナ感染症対策というそういう事業のなかで組まれた予算ですのでね、その趣旨にも私は合うのではないかと思います。終わります。

○議長（飯田英樹君） ほか、ありますか。8番 和田淳也君。

○8番（和田淳也君） 今、商工観光課長のほうから、これは事業者に対する施策だということで、町長、実は私、以前に、前の町長に、この事業は果たして事業者のためなのか、町民のためなのかという質問をしたことがあって、今、課長が言ったとおり事業者のためだと。そういうことであればですね、どうなんでしょう、この補正で追加をするというのは、いかがなものかとも思うんですけど。町民のためということであればですね、この追加補正もやむを得ないであろうと。そうなりますと、今、坂本議員、菊地議員からも案が出ましたけれども、そういうこともまたあっていいのかなと。

ひとつこれもまた続いていく事業なのかなとは思っておりますが、やはりですね町民のためなのか、それとも事業者のためなのか、商工観光業者のためなのかということ、今一度ちょっとはっきりしておいたほうがよろしいのかなと、そういうふうに思いますので、答弁あれば宜しく願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは、和田議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

先ほど私のほうから商工事業者のための政策だというお話をさせていただきましたけれども、若干言葉が足らなかったところもあるのかなというふうにも思っております、こちら、商工事業者の事業の活性化とですね、町民生活の支援といった両面からの施策でございます、当然、町民の生活の支援というところも十分に盛り込んだ施策でございますので、そういった両面からの施策ということでご理解いただければと思います。

○議長（飯田英樹君） 8番 和田淳也君。

○8番（和田淳也君） ありがとうございます。両面、業者もいい、町民もいい、ウィンウィンといういい政策だとは思いますが。なるべくですね、今いろんな意見が出ておりますけれども、補正っていうのはあまり、確かにね足りなくなった、町民にもっと使っていただきたい。これだからもっと増刷するということと財政的なことという、先ほどから課長答弁されましたように、何かちよつと矛盾する部分があるんじゃないかなと思いますので、極力ですね、ある程度予測をびしっと立てて、またその購買層の調査なども含めましてですね、スムーズにやっていただければなと要望しておきます。以上です。

○議長（飯田英樹君） ほか、よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） それでは、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第42号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第2号）の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第43号 令和4年度大洗町公共下水道事業特別会計正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 水道事業ということで大変な部分があるかもしれませんが、課長、すいません、一言だけ。こういうことが今後ないように、十分にお願いたしたいなと思います。もうこれねしょうがない、八百何十万しょうがないと思いますけども、課長、今後の経営として十分にこういうことが起きないように体制をとっていただきたいなと思いますので、何かあれば宜しくお願いたしたいなと。

○議長（飯田英樹君） 上下水道課長 田中秀幸君。

○上下水道課長（田中秀幸君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回ですね、町内事業者1カ所についてですね、下水道使用料の誤徴収が判明したというところで、当事業者に対してですね内容をお伝えしておわびを申し上げまして、8月1日に還付金をお支

払いしたところでは。

質問のなかでですね、今後の対応というところで、こういったミスというものは、なくさなければいけないというところですね、再発防止策というところでシステムを入力する際にですねマニュアルを作成いたしまして、必ずですねデータ入力の際には複数人でダブルチェックを行って、それから入力、確認を行っていくという再発防止というところで対策をとっていきたいと考えております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 田中課長、ありがとうございます。すいません、十分に今後ともそういうことないようにお願いしたいなど。せっかく基本料金、6カ月分、無料ということで今、施策で、町長施策やってますけども、せっかくいいことやっててこれが起きる、こういうことが起きると不信感が出ると思いますので、答弁よろしいですけども、宜しくお願ひしたいなど。終わります。

○議長（飯田英樹君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第43号 令和4年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、原案のとおり決しました。

◎議案第44号ないし議案第53号の上程、説明、委員会付託

◎報告第6号および報告第7号の上程、報告

○議長（飯田英樹君） 日程第4、議案第44号から議案第53号まで、令和3年度大洗町一般会計歳入歳出決算および令和3年度大洗町特別会計歳入歳出決算10件を一括して議題とし、提案理由の説明を求めます。

また、これらの歳入歳出決算に関連する報告第6号 令和3年度大洗町財政健全化判断比率について、報告第7号 令和3年度大洗町公営企業会計資金不足比率についても、あわせて報告を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 地方自治法第233条第3項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議案第44号 令和3年度大洗町一般会計歳入歳出決算から議案第53号 令和3年度水戸地方農業共済事務組合農業共済事業会計歳入歳出決算まで、決算認定10件について一括してご説明申し上げます。

なお、一般会計及び各特別会計の決算の概要につきましては、「大洗町決算説明資料その1」の2ページから4ページに示してございます。当該箇所につれつつ、令和3年度決算の特徴についてご説明申し上げます。また、報告第6号および第7号につきましても、決算と関わりが深いことから、あわせてご説明申し上げます。

大洗町決算説明資料その1の2ページをお開きください。

初めに、一般会計についてですが、歳出につきましては昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大を最小限に抑えつつ経済活動を維持するため、議会の皆様のご理解をいただきながらワクチン接種などの感染症対策事業をはじめ大きな影響を受けた町民や事業者への支援事業に注力してまいりました。

新型コロナウイルス感染が長期化するなかで、子育て世帯臨時特別給付金事業や住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した水道料金減免事業、町内経済の回復を目指したプレミアム付き商品券の発行や地元で泊まろう宿泊モニター事業など、関連事業の歳出がかさんだことから、一般会計の歳出総額は90億8,635万8,000円で、前年度比14億9,916万6,000円の減（14.2%減）となりましたが、過去5年間では昨年度に続いて2番目の規模となっております。

一方、歳出につきましても地方交付税が増加となりましたが、特別定額給付金事業に係る国庫支出金が大きく減ったこと、町税や町債収入も減となったことから、一般会計の歳入総額は98億7,990万5,000円で、前年度比12億3,941万3,000円の減（11.1%減）となったものの、歳出と同様に過去5年間では2番目の規模となっております。

この結果、差引額である形式収支は7億9,354万7,000円の黒字で、翌年度に繰り越すべき財源1億1,557万5,000円を除いた実質収支額は6億7,797万2,000円の黒字となりました。

次に、特別会計および水戸地方農業共済事務組合農業共済事業会計の決算につきまして、概略のみご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。

国民健康保険特別会計の決算額は、歳入18億2,307万8,000円、歳出17億8,171万1,000円で、歳入歳出の差引額は4,136万7,000円となりました。

後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入2億1,773万4,000円、歳出2億1,711万9,000円で、差引額は61万5,000円となりました。

介護保険特別会計の決算額は、歳入18億1,885万1,000円、歳出17億5,994万1,000円で、差引額は5,891万円となりました。

続いて、4ページをお開きください。

公共下水道事業特別会計の決算額は、歳入5億5,102万5,000円、歳出5億3,103万1,000円で、歳入歳出差引額は1,999万4,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源431万4,000円を差し引いた実質収支額は1,568万円となりました。

地方卸売市場事業特別会計の決算額は、歳入936万2,000円、歳出501万4,000円で、差引額は434

万8,000円となりました。

公園墓地事業特別会計の決算額は、歳入2,143万5,000円、歳出1,694万円で、差引額は449万5,000円となりました。

東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会特別会計の決算額は、歳入960万9,000円、歳出674万1,000円、差引額は286万8,000円となりました。

公営企業会計である水道事業会計につきましては、水道事業収益は5億3,520万6,000円、水道事業費用は5億7,070万4,000円であり、その結果、3,549万8,000円の損失となりました。また、資本的収入の1億3,476万4,000円に対する資本的支出は2億8,478万7,000円であり、不足額1億5,002万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

次に、水戸地方農業共済事務組合農業共済事業会計の決算についてご説明申し上げます。

共済事業収益3億3,668万6,742円、共済事業費用3億3,759万6,740円で、差引不足額は90万9,998円となりました。本決算につきましては、令和4年3月31日をもって解散いたしました水戸地方農業共済事務組合のものであり、地方自治法施行令第5条の規定に基づき、組合の管理者でありました茨城町長が決算書を作成し、構成市町において監査を行いました。

なお、差引額を含めた決算につきましては、統合された新組合茨城広域農業共済組合へ引き継がれ、清算となりました。

続いて、令和3年度の決算に基づく本町の財政指標について、概略をご説明申し上げます。

報告第6号および報告第7号が掲載された冊子をご覧ください。

1ページをお開きください。

最初に、財政健全化判断比率でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、ともに収支が赤字となっていないため、比率はゼロとなっています。

次に、実質公債費比率につきましては6.4%で、過年度に発行した地方債の償還などにより、昨年度の比率6.5%に比べて若干の減となったところです。

将来負担比率につきましては82.9%で、比率の分母となる標準財政規模が増となったことや、大好きです大洗基金や減債基金の残高が増となったことにより、昨年度の比率96.6%より13.7ポイント減となりましたが、比率の分子となる地方債については、今後増額が見込まれるため、決して好転したといえる状況ではございません。

これらの比率につきましては、現況では健全な範囲にとどまっているとはいえ、全国平均値、県内平均値に比べれば悪い状況にあると言わざるを得ず、さらには、少なくとも今後数年は過年度に発行した地方債等の影響により、新値の上昇が見込まれることから、今後は新規の地方債発行を抑制しつつ、特定財源の確保と有利な地方債の活用を図るなど、さらなる財政の健全化に努める必要があります。

次に、2ページをお開きください。

公営企業会計資金不足比率につきましては、いずれの会計におきましても資金不足には陥っていないため、全て比率はゼロとなっております。

なお、報告事項には該当しませんが、自治体の財政力を示す財政力指数につきましては、前年度とほぼ同程度の0.69となっており、県内市町村の平均と、ほぼ同程度の水準を維持しております。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、普通交付税が国の補正により追加交付されたことなどにより、90.2%と前年度より4.5ポイント減少しました。

以上の各指標を基に、町財政の今後の展望を総括しますと、地方税をはじめとする自主財源の安定的確保は当然に図るとしても、今後も大きな収入増は見込めず、地方交付税や電源立地地域対策交付金なども国の政策によって変動があるため、将来の財源確保の見通しは不透明な状況にあります。そのような状況下においても自主財源の確保と地方経済の活性化を図っていくため、引き続き、ふるさと納税の取り組み強化を行ったことにより、昨年度に比べて約4倍、5億円を超える寄附をいただくことができました。今後も返礼品の充実化や事業のPRに注力し、さらなる収入の増を図ってまいりたいと思います。

一方、各事業の内容や手法、必要性等について不断の見直しを行うなど、一層の行財政改革に取り組み、経常経費の抑制に努めることにより、健全な財政の維持と持続可能な行財政の運営に努めてまいりたいと思っております。

議員各位並びに町民の皆様におかれましては、なお一層のご支援、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

ただいまご説明申し上げました令和3年度決算につきましては、去る7月25日から7月29日までの5日間にわたって、田口・今村両監査委員により詳細なご審査をいただいたところにより、改めて御礼申し上げます。

詳細につきましては、お手元の議案書などによりご審議の上、適切な認定を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 以上で決算に関する提案理由の説明及び報告は終わりました。

次に、監査委員から、決算審査報告および意見を求めます。監査委員 田口紘治君。

○監査委員（田口紘治君） 監査委員の田口でございます。監査委員を代表しまして、令和3年度の会計の決算につきましてご報告いたします。

お手元のですね「令和3年度大洗町一般会計及び特別会計歳入歳出決算等の審査意見書について」という資料をご覧くださいと思います。

地方自治法第233条第2項、第241条第5項及び第292条において準用する地方自治法施行令第5条第3項、地方公営企業法第30条第2項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、審査に付された令和3年度大洗町一般会計及び特別会計歳入歳出決算、基金運用状況、令和3年度大洗町水道事業会計決算、令和3年度大洗町財政健全化判断比率及び大洗町公営企業会計資金不足比率並びに令和3年度水戸地方農業共済事務組合農業共済事業会計歳入歳出決算の審査を行いました。

1ページにまいります。

まず一つ目ですね、大洗町一般会計及び特別会計の決算並びに基金運用状況の審査についてご説

明いたします。

審査の対象は、令和3年度大洗町一般会計歳入歳出決算、それから特別会計といたしまして、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道事業、地方卸売市場事業、町営公園墓地事業、東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会の特別会計歳入歳出の決算でございます。

審査の期間は、去る7月25日から29日まで5日間で行いました。

審査の方法につきましては、各会計の歳入歳出決算書および付属書類が関係法令に準拠し、作成されているか、その計数が正確であるかについて、関係諸帳簿と照合を行うとともに、関係職員の説明を聴取して実施をいたしました。

審査の結果、一般会計および特別会計の歳入歳出の審査でございますが、審査に付された各会計歳入歳出決算書および付属書類は、いずれも関係法令に準拠し作成されており、かつ計数も正確であると認められました。また、予算の執行状況および決算の内容については、適正であると認めました。

次に、基金運用の状況でございますが、審査に付された基金の運用状況を示す書類の計数は正確であり、運用状況は適正であると認めました。

決算の概要について申し上げます。

まず、一般会計でございますが、決算額は歳入で98億7,990万5,000円、歳出で90億8,635万8,000円で、前年度と比べまして歳入で12億3,941万3,000円の減、歳出で14億9,916万6,000円の減となっております。差引額は7億9,354万7,000円で、翌年度への繰越額1億1,557万5,000円を差し引いた実質収支額は6億7,797万2,000円でございます。

歳入の主なものは、町税が27億343万8,000円、国庫支出金が22億927万9,000円、地方交付税が14億2,197万3,000円、県支出金が6億3,776万5,000円、地方債が5億8,940万円となっております。

増減額で申し上げますと、子育て世帯臨時特別給付金事業および住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業等の増によりまして、民生費が2億6,876万5,000円増となっております。それから、特別定額給付金事業の減によりまして総務費が14億7,921万7,000円の減となっております。

財政状況でございますが、財政力指数につきましては、前年度と比較しまして0.02ポイントの減になりまして、0.96という数字となっております。

一方、経常収支比率につきましては、90.2%で、前年度と比較すると4.5ポイント減と、改善が見られましたが、引き続き、財源確保と経常経費の削減に努められたいと思います。

また、公共施設につきましては、これまでと同様に計画的な修繕を実施するとともに、適切に管理を行い、過度な財政負担が生ずることのないように努められたいと思います。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率および資金不足比率は、いずれも早期健全化基準および経営健全化基準の範囲内で推移をしております。

次に、特別会計にまいります。

これは歳入と歳出の決算額だけ申し上げたいと思います。

まず、国民健康保険特別会計でございますが、歳入18億2,307万8,000円、歳出は17億8,171万1,000円で、前年度と比較しまして歳入で2,253万6,000円の増、歳出で15万1,000円の増となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算でございますが、決算額は、歳入で2億1,773万4,000円、歳出につきましては2億1,711万9,000円で、前年比、歳入で50万9,000円の減、歳出で69万円の減となっております。

次のページにまいります。

介護保険特別会計の歳入歳出決算でございます。決算額は、歳入で18億1,885万1,000円、歳出で17億5,994万1,000円で、前年比、歳入で1,529万円の減、歳出で1,243万9,000円の減となっております。

次に、公共下水道事業特別会計でございます。決算額、歳入で5億5,102万5,000円、歳出で5億3,103万1,000円で、前年比、歳入で6,309万8,000円の減、歳出で6,409万2,000円の減となっております。

次に、地方卸売市場事業特別会計でございます。決算額、歳入で936万2,000円、歳出501万4,000円で、前年比、歳入で69万9,000円の増、歳出で106万6,000円の増となっております。

次に、町営公園墓地事業特別会計でございます。決算額、歳入で2,143万5,000円、歳出で1,694万円で、前年比、歳入で254万7,000円の増、歳出で183万4,000円の減となっております。

次に、東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会特別会計の歳入歳出の決算でございます。決算額、歳入で960万9,000円、歳出で674万1,000円、前年比、歳入で21万円の増、歳出で4万8,000円の増となっております。

次のページにまいります。

基金の運用状況の概要でございます。

財政調整基金など22件全部ございまして、決算年度末現在高は17億9,257万9,000円で、決算年度、昨年度中におきましては2億9,337万9,000円の増となっております。

次に、令和3年度大洗町水道事業決算の審査につきましてご報告いたします。

審査の期間は、やはり7月25日から29日までの間で行いました。

審査にあたりましては、決算書および付属書類が関係法令に準拠して作成され、事業の経営成績および財政状況を適正に表示し、その計数が正確であるかについて、関係諸帳簿と照合を行うとともに、関係職員の説明を聴取して実施をいたしました。

審査の結果、付されました決算書および付属書類は、いずれも関係法令に準拠し作成されており、かつ、計数も正確であり、経営成績および財政状況を適正に表示しているものと認めました。

事業の概要でございますが、給水件数は7,892件、給水人口1万4,746人ございました。

決算の概況でございますが、令和3年度の収益的収支は、水道事業収益5億3,520万6,000円、水道事業の費用5億7,070万4,000円で、その結果、3,549万8,000円の損失が出ておりました。また、資本的収支につきましては、収入額が1億3,476万4,000円、支出が2億8,478万7,000円となり、資

金不足1億5,002万3,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填しております。

令和3年度はですね、宿泊施設、それから飲食店、それから水産加工業での給水の量が増加の傾向にございました。一方ですね、施設の多くが経年劣化による修繕、更新の時期にあり、多額の費用を要することが見込まれるなど、水道事業においては厳しい環境が今後も続くものと予測されます。

このような財政状況のなか、健全な企業運営を維持するため、引き続き経営の合理化、効率化による経費の節減に努められたいと思います。

次のページへまいります。

令和3年度大洗町財政健全化判断比率についてでございます。

この審査は、健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施をいたしました。

審査の結果、審査に付された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字が発生しておりません。問題ございません。それから、実質公債費比率、将来負担比率につきましても、健全化の基準値を下回っておりますので、これも特に問題ございませんでした。したがって、特に指摘すべき事項はございませんでした。

次に、令和3年度大洗町公営企業会計資金不足比率についてでございます。

この審査は、資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施を行いました。

審査に付された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

各会計とも資金不足が発生していないことから、良好な状態にあると認められました。したがって、特に指摘すべき事項はございませんでした。

次のページにまいります。

最後になりましたが、令和3年度水戸地方農業共済事務組合農業共済事業会計歳入歳出の決算についてでございます。

御存じかと思えますけれども、水戸地方農業共済事務組合は、昭和57年4月に1市3町1村が農業共済事業を共同処理するために設立し、事業を行ってきましたが、令和4年3月31日をもって解散いたしました。これに伴いまして、地方自治法第292条において準用する同法施行令第5条第3項の規定に基づき、審査に付された令和3年度水戸地方農業共済事務組合農業共済事業会計歳入歳出決算につきまして審査をいたしました。

審査の対象は、令和3年度水戸地方農業共済事務組合農業共済事業会計の決算書、報告書およびその附属書類でございます。

審査の期日は、さる7月26日に行いました。

審査に付された決算書、事業報告書および附属書類を確認し、審査を実施した結果、決算内容は

正しいものであると判断いたしました。

以上、簡単ではございますが、令和3年度の決算の報告とさせていただきます。どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 監査委員による決算監査意見報告が終わりました。田口監査委員、御苦労さまでした。

続きまして、議案第44号から議案第53号まで、令和3年度一般会計歳入歳出決算および特別会計歳入歳出決算については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託し、審査を行います。宜しくお願いいたします。

なお、報告第6号、報告第7号につきましては、町長からの報告のとおりでありますのでご了承承願いたします。

◎議案第54号および議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第5、議案第54号 大洗町個人情報の保護に関する法律施行条例、議案第55号 個人情報の保護に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第54号 大洗町個人情報の保護に関する法律施行条例、議案第55号 個人情報の保護に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

1ページをご覧願います。

議案第54号につきましては、個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、条例に委任されている事項について規定するものであります。

制定の内容といたしましては、開示請求に係る手数料の額については無料とし、交付に要する費用の実費負担とするものであります。

次に、3ページをご覧願います。

議案第55号につきましては、個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、関係条例について改廃を行うものであります。

改正の内容といたしましては、大洗町情報公開・個人情報保護制度審議会条例の廃止および大洗町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に関する整備とともに、情報公開条例について、法制度との整合を図るものであります。

以上、議案第54号および第55号の議案2件について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第54号 大洗町個人情報の保護に関する法律施行条例について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番(坂本純治君) これをですね、ゆっくりちょっと読ましていただきまして、これ自体が質問の趣旨ではないんですけども、ここに書かれている2ページのほうを見ていただきたいんですけども、今回この新たな条例が施行されるにあたり、罰則規定ですね、施行前の情報を漏えいさせた時の罰則規定と施行後に漏えいした時の罰則規定のが変わってるんですけども、同じものであったとしても、同じ個人情報ファイルであったとしても、それを施行前だと約2分の1ぐらいの罰則、施行後はその倍ぐらいになるという、罰則規定になっているんですね。ここの、なぜこのような罰則規定の変更があるのかの確認をさせていただきたいんですが、お願いを申し上げます。

○議長(飯田英樹君) 総務課長 清宮和之君。

○総務課長(清宮和之君) 議員のご質問にお答えいたします。

ここの経過措置に書かれております罰則規定につきましては、先ほど議員おっしゃるとおり、旧条例下において個人情報の取り扱いに従事した者は当該条例が廃止になっても個人情報を不当に利用してはならない義務の場合は、従前のおり適用されるということでございますが、2ページにあります3号、4号につきましては全く別なお話でございまして、3と4で2分の1になっているというのは全く違う案件についての罰則が規定されているものでございますので、ここはちょっとわかりづらい、非常にわかりづらい条文になってございますが、第3号に書かれている場合の漏えい等についてのものでですね、第4号に書かれている第三者に不当な利益を生じた場合ということで、全くこの3と4ではちょっと違う事例の罰則規定でございまして、そこは2分の1になっているとか半分になっているという意味ではございませんので、ご理解いただきたいと思います。宜しく申し上げます。

○議長(飯田英樹君) 11番 坂本純治君。

○11番(坂本純治君) 私が質問の趣旨がちょっと違うんですね。同じファイルであって、同じ情報であるにもかかわらず、それを施行前にやった時の罰則規定と、同じAだとファイルだとしますよね。そのAというファイルが施行後に漏えいさせた場合の罰則規定が、ここに多分書かれているんだろうというふうに私は読んでるんですが、その違いは何のために、どのような経緯なのかということなんです。ですから、同じAという情報を、例えば3月31日に出した場合の罰則規定と、新たな条例ができ上がって同じAという情報を4月1日に出した時に罰則規定が違うということが、多分ここに書かれているんだろうと思うんです。そこは何故かということなんですけども、簡単にわかる範囲で結構です。本当につまらないところかもしれませんが、こういった条例というの読み解いていくと、ちょっとやはり不可思議なところを感じるのでお尋ねをした経緯でございます。

○議長(飯田英樹君) 総務課長 清宮和之君。

○総務課長(清宮和之君) 議員のご質問にお答えいたします。

これは経過措置ですので、従前の例によりますよという部分でございまして、ここの罰則規定につきましては、新法、新しい個人情報保護法の罰則規定と全く同じ罰則でございまして、従

前の条例で作成してファイルを条例廃止後ですね、この条例はもうなくなってしまいますので、大洗町の個人情報保護条例はなくなってしまいますので、仮に旧条例の下で作ったファイルを、もしですね新条例廃止後に不適切な対応をした場合には、これ新法の罰則規定が講じられるものというふうに解釈しておりますので、ここで従前の例によるというのは、全く条例がその時点でなくなってしまいますので、そういう経過措置を設けているというようなことをございますので、ご理解いただきたいと思ひます。宜しくお願ひいたします。

○議長（飯田英樹君） ほか、ありますか。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 同じく経過措置のなかでですね、知り得た情報、個人に関する個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない義務、こういうふうに記載ありますが、このみだりに他人に知らせることは駄目なんだけども、みだりに基づかない方法で他人に知らせるといふ、これはオッケーというふうに考えてしまうんですが、このみだりにというの、どういう内容を含んでいるのか伺ひます。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答ひいたします。

このみだりにというものは、どういう場合を指すかというの、どの資料を見てもはっきりは書いてございませぬが、一般的にみだりにというの、広く多くの人にですね、いたずら的にと言ったら変ですけども、みだりにっていうのは、日本語の問題になってしまうのかなと思ひますが、軽い気持ちですと、か、そういうふうな場で第三者なら誰でもというような形でみだりにという言葉は使われるのかなと思ひますけれども、みだりに個人情報を教えてはならないというような言い方はこれ、前の条例からもされておりますので、そのところは、みだりにというの具体的などういうことかというの、ちょっと国のほうからも具体的にこういうことだよというの示されておきませぬけれども、ここは一般的なみだりにというふうな解釈でよろしいのかと思ひます。宜しくお願ひいたします。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） よくわからないような感じですけども、軽い気持ちとかね、そういう話も出ましたけども、簡単にね個人の情報を提供してはならないという基本的なものはしっかりと、これ、重い内容を含んだなかでのみだりというふうには私は示しているのかなと思ひますので、今の説明は説明として受けておきませぬけども、大事な内容ではないかなというふうには受け止めておきませぬ。終わります。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 先ほどの議員のみだりにというところをございませぬが、これ、法的な解釈からいけばですね、違法にというふうな解釈でよろしいのかと思ひます。違法に提出した場合というふうなふうには読み変えていただければ、すぐわかりやすいのかなと思ひます。違法にというの、これをみだりにというふうな言葉で表しているというふうな解釈でよろしいのかと思ひます。宜しくお願ひいたします。

○議長（飯田英樹君） よろしいですか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第54号 大洗町個人情報の保護に関する法律施行条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第55号 個人情報の保護に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について質疑を行います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので採決いたします。

お諮りいたします。議案第55号 個人情報の保護に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、原案のとおり決しました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第56号 大洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第56号 大洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

6ページをご覧ください。

本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律および人事院規則の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

改正の内容といたしましては、非常勤職員である会計年度任用職員に係る育児休業の取得要件を緩和するものおよび対象となる子の1歳以降に係る育児休業を柔軟に取得できるようにするものであります。

以上、議案第56号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第56号 大洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） それでは、以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第56号 大洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、原案のとおり決しました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

なお、会議再開は10時50分といたします。また、全員揃い次第、時間前でも開始したいと思います。宜しくお願いいたします。

（午前10時39分）

○議長（飯田英樹君） 全員揃いましたので、時間前ですけど、始めさせていただきます。休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時49分）

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第6、議案第57号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第57号につきまして提案理由をご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

令和4年度大洗町一般会計補正予算第3号につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,354万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ89億6,959万9,000円とするものであります。

8ページをご覧ください。

歳出の主な補正内容についてご説明申し上げます。

総務費をはじめ各款に共通する補正内容といたしまして、各款に計上する給料、職員手当等および会計年度任用職員関係のPersonnel費につきましては、職員の人事異動および制度改正等による増減調整でありますので、これらにつきましては説明を省略させていただきます。

2款総務費の一般管理費につきましては、大洗町のDXを推進するため、大洗町DX推進委員会のCIO補佐の報酬および「大洗町DX推進計画」の作成委託料、合わせまして480万2,000円を追加計上するものでございます。

続きまして9ページ下段をご覧ください。

戸籍住民基本台帳費につきましては、マイナンバー関連事業の経費として、二つの事業費を計上してございます。一つ目が、マイナンバーカードを活用して転入転出に係る手続きを簡素化するための事業として、引っ越しワンストップ支援サービスの導入に係る経費、二つ目が、マイナンバーカードの普及を一層促進するため、休日・夜間の受付や事業所等への出張申請受付等を行う経費として、職員の時間外勤務手当、需用費、役務費、委託料、使用料および貸借料、備品購入費、合わせまして889万6,000円を追加計上するものでございます。

財源につきましては、一部国庫支出金で賄われます。

10ページをお開きいただき、中段の地域づくり総務費につきましては、ふるさと納税制度を活用した「ウクライナ・ポーランド共和国緊急支援プロジェクト」として、両国を支援するための寄附金150万円を追加計上するものでございます。

3款民生費の社会福祉総務費のうち、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金過年度返還金につきましては、令和3年度の実績額の確定などにより、返還金が生じたことから、返還金1,134万円を追加計上するものでございます。

11ページをご覧ください。

上段の介護保険事業費につきましては、介護保険特別会計繰出金として、人事異動等によるPersonnel費調整分として184万5,000円の減額分と、介護報酬改定に伴うシステム改修に係る負担分4万4,000円を合わせまして、180万1,000円を減額するものでございます。

下段の児童措置費のうち、職員手当等から扶助費の子育て世帯生活応援特別給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなかで、低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付する費用として、合わせまして1,124万8,000円を追加計上するものでございます。

財源につきましては、全額、県支出金で賄われます。

その下の償還金につきましては、子ども・子育て支援事業費補助金などの令和3年度の実績額の確定などにより、返還金が生じたことから1,200万8,000円を追加計上するものでございます。

12ページをお開きいただき、下のほうをご覧ください。

4款衛生費の予防費につきましては、新型コロナウイルスのオミクロン株に対応したワクチン接

種体制を確保する費用として、ワクチン接種委託料など合わせまして7,004万8,000円を追加計上するものでございます。

財源につきましては、国庫支出金6,924万8,000円、雑入80万円で賄われます。

14ページをご覧ください。

7款商工費の観光費につきましては、当初予算で計上しております大洗キャンプ場のトイレ新設工事について検討を進めておりましたが、洗い場等も合わせて整備する必要性が生じたことから、工事請負費1,228万7,000円を追加計上するものでございます。

15ページ上段をご覧ください。

9款消防費の非常備消防費につきましては、消防団員の退職団員報償金について、退職団員が当初見込みより多くなったため、46万8,000円を追加計上するものでございます。

10款教育費の事務局費につきましては、二つの事業を計上してございます。一つ目が、英語教育推進事業といたしまして、町内の小学6年生および中学1年生を対象に、1人1台タブレット端末を活用した「ICTオンライン英会話」を実施する費用、二つ目が、各学校における感染症対策を強化するために必要となる保健衛生用品等を購入する費用といたしまして、需用費から備品購入費まで、合わせまして658万5,000円を追加計上するものでございます。

学校財産管理費につきましては、祝町幼稚園における感染症対策のため、空気清浄機を購入する費用といたしまして11万7,000円を追加計上するものでございます。

5ページにお戻り願います。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしまして、国庫支出金7,914万2,000円、県支出金1,131万円、寄附金150万円、繰越金3,032万2,000円、諸収入126万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億2,354万2,000円を追加補正するものであります。

以上、議案第57号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第57号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） まずですね、8ページですが、DXの推進計画策定業務、これが計上されておりますけども、この間の全協での説明では、これはオンライン化で役場に直接来なくてもいろいろと申請ができると、そういう利便性があるんだと、そういうふうに説明をいただきました。

そこでですね、今現在、役場に来ていろいろと申請する場合に身分証明書を提示しなきゃいけないと、求められています。このDXは、もう数年先の話ですので、オンラインでやった場合は身分証明書というのは求めることはないと思うんですけども、求めるかどうかわかりませんが、まず求められないんじゃないかなと思いますけども、その辺まず伺います。

あと1回、全部やっていったほうがいいですか。

○議長（飯田英樹君） いいでしょう。

○12番（菊地昇悦君） いいですか、一つ一つね。

○議長（飯田英樹君） はい。

総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

電子申請に係る本人確認といたしましては、このDXにつきましては、マイナンバーカードを利用することが前提というふうになっておりますので、マイナンバーカードの本人認証システムですか、暗証番号等を入力することによって本人を確認するというような流れになってまいります。宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） それはわかりますよ。ですから、例えば家族で、高齢者の方がねマイナンバーカードを取ったと。けども、その高齢者の分の書類を申請する場合に、本人ができなければ家族の方、別の方がやるわけで、本人じゃない方が申請する。だから、じゃあそこはどうやって確認するんですかという話です。そういうことを考えたらね、窓口の身分証明書もね、免許証ならば本人かどうかわかるんですけども、国民健康保険証だったら本人かどうかわかりませんよね。名前しかないわけだから。そういうこともありますのでね、これ、身分証明書の提示っていうのは、どうしても必要なのかどうかと、必要ないんならば、これは取りやめてもいいんじゃないかというふうには私はいつも思っているんですが、そしたら、じゃあなぜ身分証明書を、今、提示を求めているのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 菊地議員からご質問がありました身分証の提示のお話なんです、なりすましを防ぐということで、写真があるものだったら1点、ないものだったら2点、提示していただくということで、全くの他人が勝手に手続きをしないようにということで、その点は徹底させていただいております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 大事なことだと、なりすましを防ぐと。ただ、オンラインだと、それが防ぐことができるのかということ。代わりの者が申請するということは十分有り得る話でね、まさになりすましになってしまうんじゃないかというふうに思います。そういう点から考えてもね、その身分証明書の在り方はどうなのかなということも、改めて考えてみる必要があるんじゃないかなというふうには私は思うんですが、その辺はどうしますか。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 電子申請が進まない一つとして、やはりその本人認証ということが大きな課題になったのは、これまでもずっと一貫して言われたことであります。いろいろ本人認証するためのナンバーであるとか、いろんな制度上も、民間の会社とか公的機関であるとか入ってきて、一生懸命頑張っているんですが、今、菊地議員言われることって私もいつも常日頃から疑問に感じていて、本当に果たして、いわゆるこちら側が求める書類であるとか、様々なナンバーであるとか、

暗証番号も含めて、そういうもの全部備えて申請はしているんですが、本当にその本人が目の前でやっているのかっていうことは、これは計り知れない、わからないところがございますので、そこをどうするかってことですが、それも含めて全てこれからのこのいわゆるDXの様々な推進に関しての、いわゆるこれからの計画を委託してまいって、また、委託って単に委託をして報告書だけもらうっていうんじゃないなくて、やり取りを十分にしながら、また、CIOとしていろいろと県でご活躍いただいたような方を私どもで選任していきたいと思っておりますので、そういう方の知見であるとかご経験を基に、また、先進的な様々な情報を基に私どもでやっていきますんで、当然菊地議員がおっしゃってることは、そういう危険性があるならば、推進どころかストップ掛けるべきじゃないかと、そんなところだと思っておりますので、私どもも当然本人認証とかそういうこと、いわゆるなりすましというようなことが、0.1%でもあるならば、そこは全体を取りやめるということも考えていきたいなと思っております。おそらく今後、顔認証とか、あとはパスワード入れるとか、二重にも三重にも、これ携帯電話でもありますよね、今、二重認証、三重認証っていうのが。そういうのもあるように、いろんなこの様々なそのハードルを、おそらく掛けていくことによって、本人であるという。ただ、本人ってやっとたどり着いたら、今度、息切れしちゃうということがないように、せっかく本人でたどり着いたのに、そこから先が非常に事務が難しく、また、手続きが複雑でやりにくいと言えないような、そういうしっかりとした環境を整えることによって、住民の皆さん方の利便性向上が図れるような、そういうことを推進していきたいと思っておりますので、どうぞまたいろんな意味で警鐘なりご指摘なりいただければと思っております。宜しく申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 次に、子育て支援の臨時特別支援事業と、あと、キャンプ場の件について伺います。

まず初めに、子育て支援のこの過年度分の返還金、これが10ページに載ってます。11ページにも支援事業補助金の過年度分の返還金が載っていますが、これはどうしてこれを返還することになったのか、どういう理由でこういうことが生じているのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 菊地議員のご質問にお答えしたいと思います。

給付金の返還金でございますが、まずこれ、要綱に基づいて計算して見込み額を出しますが、足りないことがないように、必ず多めに請求するような制度になっております。ですので、必ず翌年度、事業終了後には精算して返還金が出るという仕組みになっております。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 見込み額を計上していると。根拠があると思うんですね。根拠なく見込み額を出すわけない。それでも、それが残ってしまったと。これはどういう理由だと推察しているのかっていうことを私伺ったんですが。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 菊地議員のご質問にお答えしたいと思います。

見込み人数ですが、先ほども申し上げたとおり、要綱に基づいて人数のほう、上げるんですが、その事業の間にも人の動きってというのはあるので、そこで若干の差は出るとは思いますが、先ほど申し上げましたとおり、やはり実際の人数よりも多めに、これ例えばですね、令和3年度子育て世帯臨時特別給付金の返還金903万6,242円ですが、こちら、当初の見込み人数は2,061人で、最終の実績人数は1,966人となっております、実績によって返還が出ております。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 今の説明でね、ある程度はわかるんですよ。要するに、そういう対象者がいたんだけど、その対象者の方が全ては申請しなかったということだと思うんですよ。なぜ申請しなかったのかということが課題だと思うんですよ。今回も新たにその5万円の支給するというふうになっております。これは県の事業だと。また、大洗町の事業もありますね、対象者として。それで、そのなかで小さい字であって、住民税非課税と同等の世帯、感染症などの影響によって家計が急変したと。収入が非課税相当の水準に下がった世帯にも、こういう方にも5万円支給しますよというふうに説明されているんです。あえて小さい字で書かれているんですよ。だから、要するにこういう方々が目にすることがなければ、また同じように対象者がいるのに受け取ることができなくなってしまうことも考えられるんじゃないかなと私は思っていますよ。しかもそれが、ずばり、その去年と同じでね残っちゃったということがありますので、こちら辺はしっかりと何が原因だったのかということ踏まえてですね、こういう大変いい予算計上だと思いますのでね、しっかりとその方々にも届くようにして欲しいなど、急変したということですので、そういう方もたくさんおられるんじゃないかと。当初の見込みじゃないですよ、見込み外の方がそういう状況に陥って苦しんでいるということですので、しっかりと対応していただきたいということを改めてお願いします。

次に、トイレの問題ですけども、これは、この説明もねこの間、全協でいただきましたけども、この汚染水を公共下水道に接続するというふうに説明受けたんですけども、これ間違いないですかね。

○議長（飯田英樹君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは、菊地議員のご質問にお答えいたします。

この度ですね、大洗キャンプ場に新設するトイレの排水の処理関係ということでございますけれども、公共下水道に接続をすることになります。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） そこでですね、幕末と明治の博物館があります。これキャンプ場と今、違って聞きますけども、あそこは水洗なってるんですけども、あそこも下水道には接続されていない、そんな施設になっています。公共下水道の普及率を高めるという観点もありますし、浄化槽の維持管理にも大変なお金も掛かるということ考えた時に、今度の場合は、洗い場とトイレが対象になってますけども、将来的に、将来といっても遠い将来じゃないですよ。幕末と明治の博物館もね、きっちりと公共下水道に接続できるような計画を持ったほうがいいんじゃないかと私思うんで

すが、その点は今回考えることはなかったのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 生涯学習課長 深作和利君。

○生涯学習課長（深作和利君） 以前からですね大洗キャンプ場のほうにトイレが欲しい、あったらいいなということがありまして、その時、上下水道課とも協議したんですけども、計画の範囲にはまだなっていないということで、将来的にはそういう計画を見直す時に、是非そうしたほうがベターだなというのは思っておりますので、今後はそういった視点に立って考えていきたいと思っております。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 将来的っていう話でね、考えていきたい。今は下水道に接続するというような計画なんですから、それにあわせて、最短でいえばね、それにあわせて、じゃあそこもきっちりやるんだという、そういう考えを立てたほうが私は経費の面から見てもね、あるいは施設の在り方から見ても、大事ではないかというふうに思いますので、是非これ検討する予算ですので改めて考えてみていただきたいというふうに思います。終わります。

○議長（飯田英樹君） ほか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第57号 令和4年度大洗町一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第57号は、原案のとおり決しました。

◎議案第58号ないし議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第58号 令和4年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第59号 令和4年度大洗町営公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）、議案第60号 令和4年度大洗町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第58号から議案第60号まで、一括して提案理由をご説明申し上げます。19ページをお開きください。

議案第58号 令和4年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,342万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を18億2,465万4,000円とするものであります。

23ページをご覧ください。

歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

総務費一般管理費の給料及び職員手当等につきましては、一般会計と同じく人事異動および制度改正による増減調整等でございます。委託料につきましては、令和4年10月の介護報酬改定に対応するため、介護保険システム改修業務委託料8万8,000円を追加計上するものでございます。下のほう、介護保険事業負担金等返還金につきましては、令和3年度分の精算による、国・県支払基金への返還金、計4,518万円を追加計上するものでございます。

21ページにお戻り願います。

以上、これら歳出を賄う財源といたしましては、国庫支出金4万4,000円、繰越金4,518万円を追加、繰越金を180万1,000円減額し、歳入歳出それぞれ4,342万3,000円を追加補正するものでございます。

続きまして25ページをご覧ください。

議案第59号令和4年度大洗町営公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ449万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2,742万5,000円とするものであります。

続きまして、27ページをご覧ください。

下のほう、歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

墓地建設改良等準備基金費につきましては、令和3年度決算による繰越金を基金へ積み立てるため449万5,000円を追加計上するものでございます。

26ページ、下のほうをご覧ください。

これら歳出を賄う財源といたしましては、繰越金449万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ449万5,000円を追加補正するものでございます。

続きまして28ページをご覧ください。

議案第60号 令和4年度大洗町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入及び支出について、支出の水道事業費用の予定額を2,500万円追加し、補正後の予定額を6億2,814万9,000円とするものであります。

29ページをご覧ください。

支出の営業費用にありますが夏海浄水場・大貫浄水場等の電気料と中央配水場等の電気料につきまして、電気料金値上げによる影響で不足が生じる見込みのため、合わせまして2,500万円を追加計上するものでございます。

以上、議案第58号から議案第60号までの提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第58号 令和4年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 確認を一点したいんですけども、介護保険のですね今回も確定による返還金がありますけども、この返還金の金額の有無ではなくてですね、いわゆる介護保険の使用率というのは、現状はどのようになってらっしゃるのか。例えば、支援から始まって要介護5までありますけども、その方々が介護認定されていながらも使用を全部できなかつたり、またはいろいろな社会状況で使用しなくても何とか我慢しているとか、そういったものがあると思うんです。ただ、数字的には使用頻度っていうのが出ていると思うんですが、そのあたりはどのようにつかんでらっしゃるのか。そして昔、菊地議員もよく言っておりましたけども、保険あって介護なしというような言葉がありますが、介護制度そのものがいろいろ変更してきたなかで、使い勝手が悪くなってるような雰囲気はどうしてもしてしまうというのがあります。例えば、軽い1、2の人たちの介護をどのようにできるかというの、なかなかケアマネージャーもそこは難しいとかって使わせないと、そういうのをちょっと目にしているところもあるんですが、このあたりはどのように使用率というものを皆さんが判断しているかお尋ねをしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 坂本議員の質問にお答えいたします。

介護認定を受けていながら介護のサービスを利用していないその使用率というものは、私どものほうでちょっと数字としてはつかんでおりません。ちょっとデータ、今手元にないので細かな話というのはちょっとできないんですけども、この2、3年の傾向として、認定率は横ばいなんです、介護認定率横ばいで、ただ、サービスの給付費が若干下がっている部分が、微減というところがあるので、もしかすると控えている、自主的に。やはり自己負担が掛かりますので、自主的に控えてらっしゃる方も、このコロナ禍の状況もありますので、おられるのかなというのは福祉課のほうでも推測はしているところです。今お話されました使い勝手が悪くなっているんじゃないかという点については、2、3年前でしたかね、やはり介護度の軽い方については、やはりサービスを使う時間数というのがかなり抑えられた形に改定されましたので、そういった面では今までふんだんにというか、希望すればふんだんに使えて、ヘルパーさんなんか来ていただいていたような方も、あなたの介護度では月に何時間までですよって限られてくるので、その辺は、利用者さんからすれば何だかな、もうちょっと使いたいなっていう不満が残るのかもしれないんですけども、制度と公平性といいますか、そういったところから見ると、ルール化されたので、そこはクリアになっているのかな。その制度に乗らない部分で、まだ介護度が軽い方であれば、自分で出向いていった予防のほうの教室であるとか、そういった介護制度以外の集いの場であるとか、そういったところに出向いていってもらって、そこを補っていただくという形で地域とのつながりなんかもつくっていただければなど、そういったことを狙って考えてはおります。以上です。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。我々も、いつかは行く道なんで、非常に興味があるんですが、興味があるっていうより、私も一人母93になります。介護でいろいろお世話になっておりますし、その関係でいろいろな方の意見も聞いたり、また、現状を見させていただいて、ま

た、私自身がある特老の第三者委員にもなっている、そういうことから、いろいろなこの介護の在り方というものについて、やはりその現場というところと皆さんたちの業務管理というところの、やはりどっかに少し差があるのかなというのは感じ得ずにはられません。ですから、ある程度の会議をやられて、しっかりとした指導はされていると思いますけども、これからですね、まず客体が増えているのは現状で、皆さんも存じ上げていると思うんですが、そこに、やはりその横ばいよりも、認定者が横ばいであって使用率が下がるっていう、これは絶対有り得ない数値なんだろうなというふうに思うんですね。その辺の分析をですね、やっぱりしっかりと現場と話し合って確認していただければ、こういった返還金そのものね、これ全体の分母の何%って決まっていますから、それ以上にやっぱり返還するっていうことはないにしてもですね、返還しないということは全体的にそういったサービスを使っているということに相成りますので、そのあたりは是非ですね検討していただければなというふうに思いまして、質問を終わります。

○議長（飯田英樹君） ほか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第58号 令和4年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第59号 令和4年度大洗町営公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 墓地建設改良等準備基金積立金449万5,000円ということありますけども、公園墓地のなか見ていただくとわかると思いますけども、大分歯抜けで抜けていると思いますけども、今後、少子高齢化でね人口も減ってます。大洗も大分減ってますし、墓じまいする方が出てきている可能性があると思いますけども、そこら辺の把握はできてますか。ちょっとお尋ねしますけど。3,000件ぐらいあるんだけど、大洗。そのなかで追々、お墓行ってみると、大分歯抜けで抜けてきてますし、今後の課題として残るかなと思いますけども、いかがですか。何かあれば。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 勝村議員のご質問にお答えいたします。

確かにですね墓じまいする方が最近、少しですが増えてきている状況ではございます。空き状況がですね、今60弱ぐらいですかね、ありますので、昨年度ですかね、要件のほうを緩和して墓地のほうの空きを少なくするような改正なんかも行いましたけども、1年間状況を見ますと、それほど、申し込みはちょっと、少し何件かは多くなったんですけども、それとあと墓じまいがありまして、空いてる状況というのはそんなに変わっておりません。

今後ですね、空き状況を見ながらですね、さらなる要件緩和というか、そういうのをちょっとですね考える必要があるのかなと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） ありがとうございます。課長、十分にねやっていたかかないと、大変な事態になる可能性もありますし、大分ね、合葬墓地もあるし、もしかしたら今後、若い方はそこへ入れる可能性も往々にして出てくるかなと思いますけども、墓持っていればね管理しなきゃなりませんし、費用も掛かりますし、建てる時にはねかなり掛かりますし、そういうことも考えれば、もしかすると60空いてますけども、埋まる見込みは、きっとないような気もするし、これから淘汰する可能性も、役所のほうで考えていっていただかなきゃならないかなと思いますけども、課長、どうですかね、将来に向かってね。すいませんけど、もっと増える可能性もあるしね、60が、大分空いてきてんだよね、見た感じね。何かあったら。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 再度のご質問にお答えいたします。

勝村議員言うようにですね、空いてる状況をですね、今後もよく確認しながらですね、あと、毎年のその墓じまいの件数とか、申込件数とか、そういうものをですねよく把握して、適切に対応していきたいと思います。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 課長、十分に検討していただいておりますし、要望で終わりますけども、人口が増える見込みはちょっと、先が見えない状況なんで、お願いしたいなど。終わります。

○議長（飯田英樹君） ほか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） それでは、以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第59号 令和4年度大洗町営公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第60号 令和4年度大洗町水道事業会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第60号 令和4年度大洗町水道事業会計補正予算（第2号）について、

原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、原案のとおり決しました。

◎同意第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第7、同意第13号 大洗町教育委員会委員の任命について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 同意第13号 大洗町教育委員会委員の任命についてにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

本案につきましては、町内で歯科医院をご開設の伊藤雅彦氏を大洗町教育委員会委員として任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

伊藤雅彦氏は、平成26年10月1日から2期（8年）お務めいただきました。この度、引き続き、大洗町教育委員会委員として任命するものです。

なお、任期は4年となっております。

以上、同意第13号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、質疑、討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第13号 大洗町教育委員会委員の任命について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第13号は、原案のとおり決しました。

◎同意第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、同意第14号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会委員の選任について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 同意第14号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会委員の選任について、提案理由をご説明いたします。

3ページをご覧ください。

本案につきましては、元茨城県の職員でありました増子千勝氏を、東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会委員として選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

増子千勝氏は、平成30年10月1日から1期（4年）、お務めいただきました。

なお、任期は4年となっております。

以上、同意第14号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

本案につきましては、質疑、討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第14号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会委員の選任について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第14号は、原案のとおり決しました。

◎請願の委員会付託

○議長（飯田英樹君） 日程第8、請願の委員会付託について報告いたします。

本定例会において受理しました請願は1件であります。

会議規則第93条の規定に基づき、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

◎報告第8号の上程、報告

○議長（飯田英樹君） 日程第9、報告第8号 大洗ターミナル株式会社の令和3年度事業報告並びに令和4年度事業計画について報告を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 報告第8号 大洗ターミナル株式会社の令和3年度事業報告並びに令和4年度事業計画について。

報告第8号 大洗ターミナル株式会社の令和3年度事業報告並びに令和4年度事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

まず、8ページをお開きいただき、事業報告書をご覧ください。

概況でございますが、第38期目に当たる令和3年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言等が長期間発令されるなか、景気は落ち込みと持ち直しが繰り返され、1年を通していえば低迷・停滞が続きました。

このような状況下におきましても、大洗ターミナル株式会社は、新型コロナウイルス感染症の予防策を講じつつ、全力を挙げて営業活動を展開するとともに、長年の懸案事項でありましたゆっくら健康館事業からの撤退や各部門における業務コストの合理化に努めた結果、売上げ高につきましては9億7,687万2,926円、税引前当期純利益は1,539万9,403円、法人税住民税事業税については140万1,800円となっております。最終の当期純利益は1,399万7,603円となり、前年を1,080万2,392円上回る利益を計上して、第38期を終えることができたとのことであります。

なお、詳細につきましては、9ページ以降の報告書のとおりであります。

続いて、第39期となる令和4年度の事業計画についてご説明いたします。

29ページをお開き願います。

令和4年度のGDPは、過去最高が見込まれておりますが、ロシアによるウクライナ侵攻等に起因する物価上昇や円安問題、さらには新型コロナウイルス感染症の影響も懸念されるなど、先行きはいまだに不透明な要素が含まれております。

こうしたなか、フェリー部門においては、商船三井フェリー株式会社の夕方便・深夜便の2便による入港船舶隻数は、年間で603便が予定されています。また、輸送における環境負荷の軽減等の対策として、モーダルシフトの取り組みが加速されるなか、株式会社商船三井においては、最新鋭のLNG燃料の造船に着手し、令和7年竣工予定となっており、このような背景を踏まえ、船社の様々な要望に応えられるよう、社員のスキルアップに努めることといたしております。

旅行部門については、平成10年の開業以来、毎年度赤字決算から脱却できず、今後も事業改善は難しいとの判断から、令和4年度中に事業撤退の手続きを行う方針とし、本業であるフェリー荷役部門を中心とした事業基盤の構築と効率的経営に向けた事業推進を展開することといたしております。

一枚おめくりいただき、31ページには、令和4年度損益予算書がありますが、税引前当期純利益として1,967万4,000円を見込んでおり、コロナ禍の厳しい状況下でも利益を上げられるよう、社業にさらに努力していくとのことですので、町としても法人の安定経営に、引き続き指導監督してまいりたいと思っております。

以上をもちまして報告第8号の説明とさせていただきます。

○議長（飯田英樹君） 以上、町長からの報告のとおりでありますので、ご了承願います。

◎寄附の受入れについて

○議長（飯田英樹君） 日程第10、寄附の受入れについて報告を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 今回も有り難いご寄附の報告をさせていただくことができました。大変有り難く、心から感謝御礼申し上げる次第であります。

まず、企業版ふるさと納税に係る寄附として、水戸市の柴建築設計事務所 代表取締役 柴 恭さんから、大洗町創生推進プロジェクトの一助として30万円ご寄附をいただきました。

一般的なご寄附として、大洗青年団体連絡協議会会長の田口富之さんから、町の振興発展の一助として65万7,459円、これは解散手続きに伴って余剰金を全額ご寄附いただいたというところであります。

また、大洗磯浜町、大洗磯前神社の宮司 飯塚 重様から、やはり新型コロナウイルス感染症対策の一助として100万円、有り難いご寄附を頂戴いたしました。

皆様方の思いを胸に、しっかりと趣旨に沿った活用をさせていただきたいと思いますので、改めて議員の皆様方のご指導をお願いしたいと思います。

以上、寄附報告にかえさせていただきます。

○議長（飯田英樹君） 以上で寄附の受入れの報告は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（飯田英樹君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終わりました。

次の本会議は、明日9月2日午前9時30分から、2名の議員による町政を問う一般質問を行います。本日は、これをもって散会いたします。

各位大変ご苦勞様でした。

散会 午前11時37分